

《議題4》資料1（議題説明資料）

千葉県コンプライアンス基本指針の改定について

1 改定の背景

個人情報保護に関する法律等の改正に伴い、関係規定を修正する。
併せて所要の改定を行う。

2 改定の概要

（1）関係規定の修正

7つの行動規範の「⑥ 個人情報の保護」について、個人情報の保護に関する法律の改正等により、基本指針の関係規定の記載に変更が生じたことから、修正を行う。

（2）内部通報に係る記載の追加

公益通報者保護法の改正を踏まえ、内部通報に係る記載に、通報者を特定するような行為をしてはならないことを明記する。

（3）特別監察の実施に係る記載の変更

重大なコンプライアンス違反事案が発生した場合、機動的に特別監察を実施するため、コンプライアンス委員会の助言を得て、これを行うこととする。

（4）コンプライアンス委員会及びコンプライアンス推進本部所掌事務の記載の変更

- ・内部通報については、コンプライアンス委員会ではなく、内部通報外部調査員による助言や検証を受けていることから、実態に合わせて変更を行う。
- ・内部統制制度は、不適正経理の再発防止等を行う、コンプライアンス推進の具体的取組であることを明確化するため、コンプライアンス推進本部会議の所掌事務について、所要の変更を行う。

3 施行日（予定）

令和6年11月上旬（コンプライアンス推進本部会議での決議後速やかに）